

令和3年3月

## 第116回丹波市議会定例会議案書

追加議案（令和3年3月2日）

人事案件（P1）は、白ページとして  
います。



議案第49号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

（1）ふるさと創造部

第1条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）総務部

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第6号を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し及び同条中「企画総務部」を「総務部」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（ふるさと創造部の事務分掌）

第2条 ふるさと創造部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）市行政施策の企画及び総合調整に関すること。
- （2）広報広聴に関すること。
- （3）情報管理及び情報政策に関すること。
- （4）将来の都市構造に関すること。
- （5）公共交通に関すること。
- （6）移住及び定住に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（丹波市表彰条例の一部改正）

- 2 丹波市表彰条例（平成16年丹波市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「企画総務部」を「総務部」に改める。  
（丹波市総合計画審議会条例の一部改正）
- 3 丹波市総合計画審議会条例（平成16年丹波市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「企画総務部」を「ふるさと創造部」に改める。  
（丹波市特別職報酬等審議会条例の一部改正）
- 4 丹波市特別職報酬等審議会条例（平成16年丹波市条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「企画総務部」を「総務部」に改める。  
（丹波市長等政治倫理条例の一部改正）
- 5 丹波市長等政治倫理条例（平成19年丹波市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第14条中「企画総務部」を「総務部」に改める。  
（丹波市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正）
- 6 丹波市いじめ問題調査委員会設置条例（平成26年丹波市条例第31号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「企画総務部」を「総務部」に改める。  
（丹波市行政不服審査会設置条例の一部改正）
- 7 丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「企画総務部」を「総務部」に改める。

議案第50号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、」を「当分の間、職員が」に、「同令第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。